

## 生活経済学会編集委員会設置規程

第 1 条 本会会則第 15 条に定める編集委員会（以下「委員会」という）の設置は、本規程による。

第 2 条 委員会は、次の事項に関する活動を行う。

- (1) 会報の編集に関する事項
- (2) 研究論文、資料等の査読に関する事項
- (3) その他理事会又は担当理事会が特に付託した事項

第 3 条 委員会は、原則として委員 6 名以上で組織する。

2 委員のうち 1 名は担当理事とするものとし、担当理事の議決を経て、会長が委嘱する。

3 その他の委員については、会員のうちから担当理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 第 3 条の委員の委嘱は、原則として毎年半数について行うものとする。

第 6 条 委員長は会長が指名し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員の互選した者が、その職務を代行する。

第 7 条 委員長は、研究論文、資料等の査読を行わせるため、委員会の議決を経て正会員の中から査読委員を委嘱するものとする。ただし、正会員の中から査読委員を委嘱することが困難な場合には、正会員以外の者に委嘱することができる。

第 8 条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

第 9 条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

第 10 条 本規程の改廃については、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

附 則  
(施行期日)

1 この規程は、2013 年度の総会において承認された日をもって施行する。

- ※ 2004 年 6 月 12 日 一部改正
- ※ 2007 年 4 月 21 日 一部改正
- ※ 2008 年 6 月 7 日 一部改正
- ※ 2010 年 6 月 19 日 一部改正
- ※ 2013 年 6 月 22 日 一部改正
- ※ 2016 年 6 月 25 日 一部改正